

**確定拠出年金の脱退一時金の支給要件が緩和されます**

東日本大震災発生日に確定拠出年金（企業型又は個人型）の加入者であった方が、脱退一時金を請求することができます。

＜請求できる方の要件＞（次のいずれも満たすことが必要。）

- ① 震災発生日に岩手内の市町村に住所を有し、住居又は家財が全半壊等している
- ② 震災発生から2年以内に退職等（※）し、請求時点で第2号被保険者でない  
※ 震災発生日に個人加入者であった方は、2年以内に運用指図者となっていることが必要です。
- ③ 請求の前月まで6カ月以上個人型の掛金の拠出がない
- ④ 60歳未満である
- ⑤ 障害給付金の受給権者ではない
- ⑥ 請求時点の年金資産額が100万円以下である
- ⑦ 脱退一時金を以下、ア～オの資金の一部として活用すると見込まれる者として、岩手県知事が証明した者
  - ア) 被災した住宅の再建、被災した家財の購入、賃貸借住宅への転居、その他暮らしの再建のための資金
  - イ) 就労するための資金
  - ウ) 農林水産業の維持・再開のための資金
  - エ) 商店街の事業再生を行うための資金
  - オ) ア～エ以外で、地域の活性化又は地域産業の活性化のための事業の資金

**お問い合わせ先****◆ 請求・手続全般に関すること**

国民年金基金連合会 TEL03-5411-6129、03-5775-1557

**◆ 確定拠出年金制度に関すること**

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

TEL03-5253-1111（内線：3369、3320）

**◆ 岩手県知事の証明（請求要件⑦）に関すること**

岩手県復興局総務企画課 TEL019-629-6945

**<脱退一時金請求先>**

個人型年金運用指図者：個人型記録関連運営管理機関

個人型年金運用指図者以外の方：国民年金基金連合会

★ご不明な点は、表面に記載している請求・手続全般に関するお問い合わせ先にお尋ねください。

**<脱退一時金の請求が可能な期限>**

平成28年3月31日

**<岩手県知事の証明（要件⑦）>****◆証明に必要なもの**

- ・脱退一時金使用証明願
- ・本人確認のため、運転免許証等の身分証明書の写し
- ・証明書返信用の封筒（住所・氏名を記載し、必要な切手を貼付してください）

**◆次のいずれかの窓口へ必要書類をご持参ください。**

証明書は、後日郵送いたします。

証明願受付場所	住所	電話番号
岩手県復興局総務企画課	盛岡市内丸10-1	019-629-6945
盛岡広域振興局 経営企画部企画推進課	盛岡市内丸11-1	019-629-6510
県南広域振興局 経営企画部企画推進課	奥州市水沢区大手町1-2	0197-22-2812
沿岸広域振興局		
経営企画部復興推進課	釜石市新町6-50	0193-25-2701
宮古地域振興センター 復興推進課	宮古市五月町1-20	0193-64-2211
大船渡地域振興センター 復興推進課	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9911
県北広域振興局 経営企画部復興推進課	久慈市八日町1-1	0194-53-4981

★証明に関して、ご不明な点がある場合又は受付場所へのご持参が困難な場合は、岩手県復興局総務企画課へ御連絡、御相談ください。